

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>999,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>871,000円</u></p> <p>(3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 月額<u>813,000円</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額 の100分の145に相当する額<u>に、6月に支給 する場合においては100分の147、12月に支 給する場合においては100分の162を乗じて 得た額に、基準日以前6月以内の期間（以 下「対象期間」という。）におけるその者 の在職期間の区分に応じて、職員の給与に 関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号） 第16条の4第2項の表に定める割合を乗じ て得た額とする。</u></p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>970,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>846,000円</u></p> <p>(3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 月額<u>789,000円</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額 の100分の145に相当する額<u>に100分の147を 乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期 間（以下「対象期間」という。）における その者の在職期間の区分に応じて、職員の 給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第 3号）第16条の4第2項の表に定める割合 を乗じて得た額とする。</u></p>

第2条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額 の100分の145に相当する額<u>に100分の154.5 を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の 期間（以下「対象期間」という。）におけ るその者の在職期間の区分に応じて、職員 の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額 の100分の145に相当する額<u>に、6月に支給 する場合においては100分の147、12月に支 給する場合においては100分の162を乗じて 得た額に、基準日以前6月以内の期間（以 下「対象期間」という。）におけるその者</u></p>

第3号) 第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(議員報酬等改定に伴う在職者の議員報酬等の調整)

- 2 この条例の施行の際現に議会の議員である者については、第1条の規定による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(議員報酬等の内払)

- 3 改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、改正後条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。

地方・国民のための地方創生2.0を実現するため
企業・団体献金の全面的な禁止を求める意見書

鳥取県では、初めて県選出の石破茂総理大臣が誕生し、その手腕や、所信表明演説で述べられた「地方創生2.0」すなわち地方を中心とした政治へと大きく転換が図られることを多くの県民が注目をしている。しかしながら、衆議院選挙は政権与党が過半数割れし、「政治とカネ」に対する国民の強い怒りを示す結果となり、今まさに、この国民の声に真摯に向き合い、政権への信頼を取り戻すことが必要である。その国民の不信の原因のひとつが企業団体によるパーティ券購入や政党等への企業・団体献金であり、これまでリクルート事件や日歯連事件など献金者に配慮した政策判断をもたらすもとになってきた。現在も大都市部に所在する大企業からの献金が圧倒的に多いことが一因となり、法人税の不均一課税や大学の地方分散を促す法整備、首都機能の地方分散などが行われていないなど、「東京一極集中」を是正する本質的な施策が行われていない。そのため、企業団体献金の廃止なくしては、「地方創生」による地方中心とした政治への転換はできない。

国民が抱く政治不信を払しょくし安定した政権により、地方や国民に向けた新しい地方創生を実現するため、今こそ、企業・団体献金を全面的に禁止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 様
総 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官

いわゆる「103万円の壁」の見直しに当たり地方税財政への影響を考慮した
議論を求める意見書

本年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」では、いわゆる「103万円の壁」について、次年度の税制改正の中で議論し引き上げることが明記をされたところである。

「103万円の壁」の引上げは、物価高に苦しむ国民にとってその税負担が軽減され、かつ、所得の向上が見込まれるほか、人手不足に悩む企業にとっても労働意欲の向上に伴う新たな労働者の確保につながる面も期待されることから、国における今後の政策的な議論自体を否定するものではないが、その一方、地方税財政の面では、個人住民税の大幅な減収と共に地方交付税原資の減少が恒久的に続くこととなり、その甚大な影響が懸念される場所である。

については、制度の見直しに当たり、引き続き安定的な行政サービスを維持し、地方創生の再起動、こども・子育て政策、国土強靱化といった重要課題に対応すべき地方団体の声も聞きながら、地方の担う行政サービスに支障をきたすことがないように、その基盤となる地方税財政への影響を考慮した議論を行っていただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 様
総 務 大 臣
財 務 大 臣